

各種税申告のお知らせ

申告は、電子申告や郵送をご利用ください!

新型コロナウイルス感染症防止のため、各種税申告は可能な限り、e-Tax(電子申告)や郵送による提出にご協力ください。また、昨年に引き続き、申告受付会場を市民会館に開設します。詳しくは、各申告受付の「とき」「ところ」をご覧ください。

所得税及び復興特別所得税などについて

問合せ:大垣税務署(☎78-4101 自動音声案内2番を選択)

確定申告は、e-Taxをご利用ください

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、確定申告会場に出向かなくても自宅などからパソコンやスマートフォンを使って申告書が提出できる、e-Tax(電子申告)をご利用ください。マイナンバーカードとカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用することができます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きを行えば、同カードとカードリーダーなどをお持ちでない人もe-Taxを利用することができます。



確定申告会場を開設します

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告を次のとおり行います。

- *とき/2月16日(火)~3月15日(月)の平日 午前9時~午後5時
- *ところ/市民会館3階大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません
- *備考/混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。同整理券は会場で当日配布しますが、オンラインで事前に入手できる仕組みも導入を予定しており、今後、国税庁HPでご案内します。なお、同整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いする場合があります。

▶公的年金を受給されている人へ

公的年金を受給されている人を主な対象として、1月22日(金)から同会館で申告相談を受け付けます。 ※1月21日(木)までは大垣税務署(☎78-4104、要予約)で相談を受け付けます。

▶申告義務のない人へ

申告義務のない人が行う還付申告(年末調整済の給与所得のみの人で医療費控除や寄附金控除により還付を受ける場合など)や消費税の申告相談は3月30日(火)まで同会館で受け付けます。

新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力

申告受付会場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行います。各会場で申告をされる人は、次の感染防止対策にご理解とご協力をお願いします。

- 来場される際は、少人数でお越しください
- マスクの着用、手指のアルコール消毒をお願いします
- 入場時に検温を行います。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします
- 会場入口で、来場者全員の名前、連絡先を記入していただきます

【税理士による無料税務相談】

- *とき/1月26日(火)~2月5日(金)の平日 ①午前9時30分~正午 ②午後1時~4時
- *ところ/イオ



ンタウン大垣イースト棟2階 コミュニティホール(三塚町)
*内容/税理士による所得税及び復興特別所得税(譲渡所得を除く)についての無料相談
*申込/大垣税務署個人課税部門(☎78-4104)へ

【住宅借入金等特別控除説明会】

- *対象/返済期間10年以上の借入金で住宅を取得、または増改築した人で令和2年中に入居した人 ※認定長期優良住宅の場合は、借入金を利用していない人も含む
- *とき/2月10日(水)~15日(月)の平日 午前9時~午後5時
- *ところ/市民会館3階大会議室
- *持ち物/土地・家屋の登記事項証明書、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、源泉徴収票(原

本)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具など ※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要になります。また、住宅を増改築した場合は、増改築等工事証明書などが別途必要になります。
*備考/申告書の提出可。内容によっては控除を受けられない場合あり
*申込/大垣税務署個人課税部門(☎78-4104)へ

市・県民税について

問合せ:課税課市民税グループ(☎47-8179)

市・県民税の申告は郵送で提出

市・県民税の申告は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、可能な限り郵送による提出をお願いします。申告書は、「申告の手引き」や前年の控え、または市HPの「税額シミュレーションシステム(令和3年度版は1月中旬頃更新予定)」を参考に、ご自身で作成し、提出してください。



- *郵送先/大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)
- *注意点/(1)申告書に必要事項を記入し、署名・押印してください(2)①個人番号カード(両面)、②通知カードと本人確認ができる資料、③個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料のうち、①~③いずれかの写しを同封してください(3)源泉徴収票や控除証明書などの資料はすべて同封してください(4)資料の返却を希望される場合は、必要金額分の切手を貼り、送付先を記載した返信用封筒を同封してください

市・県民税の申告受付会場を開設します

- *とき/2月16日(火)~3月15日(月)の平日 午前9時~午後4時
- *ところ/市民会館2階会議室 ※期間中、市役所には申告会場を設けていません
- *持ち物/マイナンバーに係る本人確認書類、源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の控除証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費控除明細書、医療費通知)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具など

市・県民税の出張申告受付

とき(9:00~16:00)	ところ
2/2(火)・3(水)	西部研修センター 多目的ホール
2/5(金)	豊侯地域事務所1階 大会議室
2/9(火)・10(水)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
2/12(金)	市民会館2階 会議室
3/4(木)・5(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
3/11(木)・12(金)	青墓地区センター 多目的ホール

※確定申告も受付可。内容によっては受けられない場合があります
※列年、各会場の初日の午前到来場者が多い傾向がありますので、午後からや混雑緩和のため少人数でご来場ください